

諫早市優秀工事及び優秀現場技術者表彰事務取扱基準

	平成 23 年 4 月 21 日	23 諫契第 10 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日	27 諫契第 222 号
一部改正	令和 4 年 3 月 31 日	3 諫契第 737 号
一部改正	令和 6 年 3 月 31 日	5 諫契第 765 号
一部改正	令和 8 年 3 月 31 日	7 諫契第 872 号

(目的)

第 1 条 この基準は、市が発注した工事に係る優秀工事及び優秀現場技術者を表彰することにより、建設技術及び現場技術者の資質の向上に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は、優秀工事表彰及び優秀現場技術者表彰とする。

2 前項の表彰は、土木一式工事部門、建築一式工事部門及びその他専門工事部門の部門ごとに行う。

(対象工事)

第 3 条 優秀工事表彰及び優秀現場技術者表彰の対象とする工事は、市が発注した工事のうち、請負代金額が 200 万円以上であって、かつ、前年度に完成検査を完了した工事（以下「前年度完成工事」という。）とする。

(優秀工事表彰基準)

第 4 条 優秀工事表彰は、次の各号のいずれにも該当する工事に対して行う。ただし、その工事の施工業者が施工した前年度完成工事について、諫早市建設工事検査規程（平成 17 年訓令第 16 号）第 8 条の工事成績評定書により評定した工事成績（以下「工事成績」という。）が 65 点未満のものがある場合には、表彰の対象としない。

- (1) 工事成績が 75 点以上である工事
- (2) 工事成績が各部門の上位から 10 位以内である工事

- (3) 施工及び現場管理等において、次のいずれかに該当する工事
- ア 施工計画、品質、出来形管理等の施工技術が優秀で出来栄も良く、他の工事の模範となる工事
 - イ 安全管理、現場管理、労務管理等が特に優秀で、他の工事の模範となる工事
 - ウ 工事施工に係る工期、施工条件等の困難性を克服し、工事の遂行に努力し、かつ、出来栄も良好な工事
 - エ 新しい施工技術を導入し、今後の施工技術の研究及び向上への貢献度が期待される工事
 - オ 施工、品質、安全衛生、施工管理等において、創意工夫に努めた工事
 - カ 地元との調整において、積極的かつ協調的で、円滑な工事の遂行に努力した工事
 - キ 施工、現場管理において、建設リサイクルへの取組み、環境物品等の調達、地元資材及び市内取引業者の優先使用、下請契約の相手方として市内に本店を有する者の優先活用に積極的に取り組んだ工事
 - ク その他表彰するに値する工事

(優秀現場技術者表彰基準)

第5条 優秀現場技術者表彰は、優秀工事表彰の対象として推薦された工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「現場技術者」とする。）を対象とし、次の各号のいずれにも該当する現場技術者に対して行う。ただし、その現場技術者が工事現場で運営及び取締り等を行った前年度完成工事について、工事成績が65点未満のものがある場合には、表彰の対象としない。

- (1) 工事成績が75点以上である工事に係る現場技術者
- (2) 工事成績が上位から10位以内である工事に係る現場技術者
- (3) 工事の適正な施工を確保するため、工事現場でその運営・取締りを行うほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の

- 処理を適切に行った現場技術者で、次のいずれかに該当する者
- ア 工事全体を把握し、統率力があり、チームワークが極めて良く、管理能力が優秀であった現場技術者
 - イ 地元、その他第三者からの苦情に対応し、調整を適切にした現場技術者
 - ウ 人格に優れ、工事施工に際し良心的で熱意があった現場技術者
 - エ 継続学習等を行い、積極的に技術研鑽に取り組み、その成果を現場に生かした現場技術者
 - オ その他表彰するに値する現場技術者
- (欠格条項)

第6条 表彰基準に該当する工事を施工した施工業者又は表彰基準に該当する現場技術者が所属する施工業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰は行わない。

- (1) 表彰を受ける日の属する年度又はその前年度において、建設業法（昭和24年法律第100号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に違反し、行政処分又はそれに準ずる行政指導を受けたとき。
- (2) 表彰を受ける日の属する年度又はその前年度において、諫早市入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年庁達第2号）により本市の指名停止を受けたとき。
- (3) 表彰に係る工事において工期中に事故を起こしたとき又は他の工事において表彰を受ける日の属する年度又はその前年度に事故を起こしたとき。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

(表彰候補の推薦)

第8条 表彰候補の推薦は、前年度完成工事のうち、当該工事を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）が行うものとする。

2 優秀現場技術者表彰の推薦は、優秀工事表彰として推薦する工

事の現場技術者のみを対象とし、優秀工事表彰と合わせて推薦を行わなければならない。

3 工事主管課長は、次条の規定により設置する諫早市優秀工事等表彰選考委員会（以下この条において同じ。）の委員長が指定する日までに、優秀工事表彰推薦書（様式第1号）又は優秀現場技術者表彰推薦書（様式第2号）を企画財務部契約課長に提出するものとする。

4 企画財務部契約課長は、前項の推薦書を取りまとめのうえ、諫早市優秀工事等表彰選考委員会に付議するものとする。

5 諫早市優秀工事等表彰選考委員会の審議の中でその他表彰対象工事と認められたものは、表彰するものとする。

（選考委員会の設置）

第9条 優秀工事又は優秀現場技術者の表彰に関する事項について審議し、調整を図るため、諫早市優秀工事等表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第10条 選考委員会は、次の事項について審議する。

(1) 優秀工事表彰及び優秀現場技術者表彰の被表彰者の選考に関すること。

(2) この基準に関すること。

(3) その他優秀工事表彰及び優秀現場技術者表彰に関し必要な事項

（組織）

第11条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長とする。

3 委員は、総務部長、企画財務部長、農林水産部長、経済交流部長、建設部長、上下水道局次長、教育次長及び企画財務部検査担当をもって充てる。

（委員長の職務）

第12条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 委員長は、必要があると認める場合には、工事主管課長等に会議への出席を求め、又は推薦書等の内容について説明を求めることができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、企画財務部契約課において処理する。

(補則)

第15条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。